津波避難計画策定指針

令和６年３月

北海道

目　次

はじめに

１　目的等
（１）指針の目的　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１
（２）津波避難計画の範囲　・・・・・・・・・・・・・・・・　１
（３）津波避難計画を策定する市町村　・・・・・・・・・・　１
（４）計画の見直し　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１
（５）地域一体となった対策の推進　・・・・・・・・・・・　１
（６）津波避難計画において定める事項　・・・・・・・・・　２
（７）用語の意味　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２

２　津波避難計画の策定手順
（１）津波浸水想定区域の確認　・・・・・・・・・・・・・　５
（２）避難対象地域の指定　・・・・・・・・・・・・・・・　５
（３）避難困難地域の抽出　・・・・・・・・・・・・・・・　６
（４）指定緊急避難場所及び避難経路等の指定・設定　・・　９
（５）初動体制の確立　・・・・・・・・・・・・・・・・・　１２
（６）避難誘導等に従事する者の安全確保　・・・・・・・　１３
（７）津波情報等の収集・伝達　・・・・・・・・・・・・・　１４
（８）避難指示の発令　・・・・・・・・・・・・・・・・・　１９
（９）津波防災教育・啓発　・・・・・・・・・・・・・・・　２１
（10）津波避難訓練の実施　・・・・・・・・・・・・・・・　２３
（11）積雪寒冷地特有の課題への対応　・・・・・・・・・　２４
（12）その他の留意事項　・・・・・・・・・・・・・・・・　２４

３　地域ごとの津波避難計画
（１）ワークショップ形式による地域ごとの津波避難計画
　　の策定　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２９
（２）ワークショップの構成　・・・・・・・・・・・・・・　２９
（３）ワークショップの流れ　・・・・・・・・・・・・・・　３０
（４）ワークショップの成果の展開　・・・・・・・・・・　３０
（５）継続的な取り組みと不断の見直し　・・・・・・・・　３０

４　津波避難計画の自己評価（評価チェックリスト）　・・　３１

はじめに

北海道は、西は日本海、北東はオホーツク海、南東は太平洋の３海域に囲まれており、その海岸線の距離は、４，４４６ｋｍに達します。１９９３年に発生した北海道南西沖地震において、奥尻町で３０．６ｍ（遡上高）の巨大な津波が来襲するなど、その位置と多くの海岸線を有する地形などから、これまでにも多くの津波被害を被り、そのたびに尊い生命と貴重な財産が失われてきました。

また、２０１１年３月に発生した東日本大震災による津波災害では、道内を含め多数の死者や住家被害等をもたらし、全国を震撼させたところです。

そのため、道民の命を守ることを第一に、過去の災害における教訓や明らかとなった課題を踏まえ、住民等が津波から円滑に避難するための津波避難計画の策定や防災意識の啓発、避難訓練の実施等のソフト対策について整理し、「沿岸市町村における津波避難計画」及び「地域ごとの津波避難計画」を策定するための指針として、平成２４年６月に「津波避難計画策定指針」を策定しました。

令和３年５月に改正された「災害対策基本法（令和３年法律第３０号）」により、避難勧告・避難指示の一本化等が行われたこと、「津波防災地域づくりに関する法律」に基づき平成２９年４月、令和３年７月及び令和５年２月に北海道沿岸の３海域における浸水想定の設定・公表を行なったことから、これらを踏まえて改定を行いました。

本指針を参考に地震や津波から住民等の命を守るため、更なる津波・地震防災対策が推進されるよう、地域の実情を勘案しながら計画の策定や見直し等に活用していただければ幸いです。

１　目的等

（１）指針の目的

津波から「何としても命を守る」ためには、津波からの避難が最も重要です。このため、この指針は、道内において浸水・津波の被害のおそれがある市町村が、津波避難計画を策定する際の参考としていただくために作成するものです。

市町村は、これまで取り組んできた対策を継続して実施することに加え、避難施設や避難路の整備などのハード対策並びにそれら避難施設等の適正かつ有効な活用方法、迅速かつ適切な避難行動に関する防災教育を中心としたソフト対策を実施するなど、住民等の避難を軸にした総合的な対策を推進することが必要です。

（２）津波避難計画の範囲

この指針が対象とする津波避難計画は、津波から命を守るため早く避難するにはどうしたら良いかといった観点を軸に作成するものとし、地震・津波の発生直後から津波が終息するまでの概ね数時間から２、３日（東日本大震災では、延べ５０時間以上、警報・注意報が発表された。）の間、住民等の生命、身体の安全を確保するために、円滑な津波避難を行うための計画とします。

また、本指針は、津波避難計画が単一の計画として策定されることをイメージして作成していますが、既に作成されている地域防災計画などの既存計画の所要の見直し等により対応することも差し支えありません。

（３）津波避難計画を策定する市町村

海岸線を有する市町村に加え、津波の遡上が予想される河川の流域を持つ市町村や地震による堤防の破堤・沈下等により浸水が生じるおそれのある市町村においても、津波避難計画の策定に努める必要があります。

（４）計画の見直し

津波避難計画は、策定後の訓練などにより明らかになった課題、避難施設など、新たに講じた津波防災対策及び社会条件等の変化に応じて継続的に見直しを行うことが必要です。

（５）地域一体となった対策の推進

地域の地形・環境、津波浸水想定・津波到達予想時間、都市・集落の構造等、地域の特性に応じ、地域住民の意向を踏まえつつ、避難施設・避難路、観光施設・宿泊施設、社会福祉施設等、各種施設の管理者とも必要な調整を図りながら、まちづくりと一体となった検討の上で、それぞれの地域に適した対策を構築し、地域一体となって対策を推進することが重要です。

（６）津波避難計画において定める事項

津波避難計画で定める必要がある事項は次のとおりです。

ア　津波浸水想定区域
イ　避難対象地域
ウ　避難困難地域
エ　指定緊急避難場所及び避難経路等の指定・設定
オ　初動体制の確立
カ　避難誘導等に従事する者の安全確保
キ　津波情報の収集・伝達
ク　避難指示の発令
ケ　津波防災教育・啓発
コ　津波避難訓練の実施
サ　積雪寒冷地特有の課題への対応
シ　その他の留意点

（７）用語の意味

この指針で用いる用語の意味は次のとおりです。

用語	用語の意味等
津波浸水想定区域	最大クラスの津波が悪条件下において発生した場合に想定される浸水の区域と水深を表したもので、津波防災地域づくりに関する法律に基づき北海道知事が設定・公表した区域。
津波影響開始時間	地震直後の海面に±２０ｃｍの水位変動が生じるまでの時間。
津波到達予想時間	津波の浸水深が１ｃｍとなる、地震発生からの時間。（津波浸水開始時間） ※　気象庁が津波情報で発表するものは、津波による潮位変化が始まると予想される「津波到達予想時刻」。
津波災害警戒区域	最大クラスの津波が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあるため、警戒体制を特に整備すべき区域として、津波防災地域づくりに関する法律に基づき北海道知事が指定した区域。
基準水位	津波の浸水深に、津波が建物等に衝突した際の水位の上昇（せり上がり）を加えた水位。
避難対象地域	津波が発生した場合に避難が必要な地域で、津波浸水想定区域や津波災害警戒区域に基づき市町村が指定する地域。
避難困難地域	津波到達予想時間までに、避難目標地点（避難先）に避難することが困難な地域。

避難目標地点	津波の危険から避難するために、可能な限り避難対象地域の外に定める地点。	総称して「避難先」と表す。
指定緊急避難場所	災害の危険から命を守るため緊急的に避難するために、原則、避難対象地域の外に定める場所で、災害対策基本法に基づき市町村が指定するもの。	
津波避難ビル	避難困難地域の避難者や逃げ遅れた人が緊急に避難する建物で、市町村が指定するもの。	
指定避難所	災害の危険に伴い避難をしてきた被災者等が一定期間滞在するための施設等で、災害対策基本法に基づき市町村が指定するもの。	
避難路	避難先まで最も短時間で、かつ安全に到達できる主要道路等で、市町村が指定するもの。	総称して「避難経路等」と表す。
避難経路	避難先まで最も短時間で、かつ安全に到達できる経路で、市町村、自主防災組織、住民等が指定又は設定するもの。	
災害時要配慮者	高齢者、障がい者、妊産婦や乳幼児など防災施策において特に配慮を要する者。	
避難行動要支援者	災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの。	
避難促進施設	地下街等及び社会福祉施設、学校、医療施設などの主として防災上の配慮を要する者が利用する施設のうち、その利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難を確保するための体制を計画的に整備する必要があるものとして、市町村地域防災計画にその名称及び所在地が定められた施設。	
広域一時滞在	被災住民の生命若しくは身体を災害から保護し、又は居住の場所を確保することが困難な場合において、他の市町村の区域において一時的に避難させること。	

津波避難計画の概念図は次のとおりです。

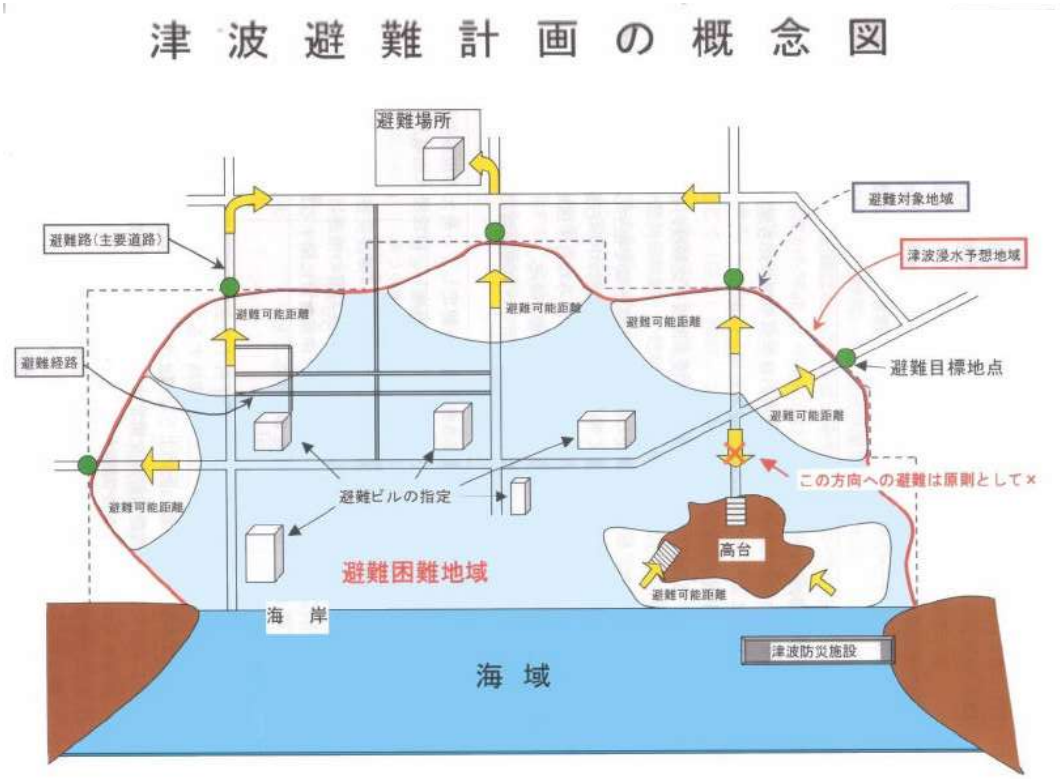

２ 津波避難計画の策定手順

（１）津波浸水想定区域の確認

津波防災地域づくりに関する法律の基本的な指針に基づき、最大クラスの津波が悪条件下で発生した場合の津波浸水シミュレーション結果から、津波浸水想定区域を確認します。

なお、道では、各海域において津波浸水シミュレーションを実施し、次のとおり津波浸水想定区域図を公表しています。

海　域	設定・公表年月
北海道日本海沿岸の津波浸水想定	平成２９年２月
北海道太平洋沿岸の津波浸水想定	令和３年７月
北海道オホーツク海沿岸の津波浸水想定	令和５年２月

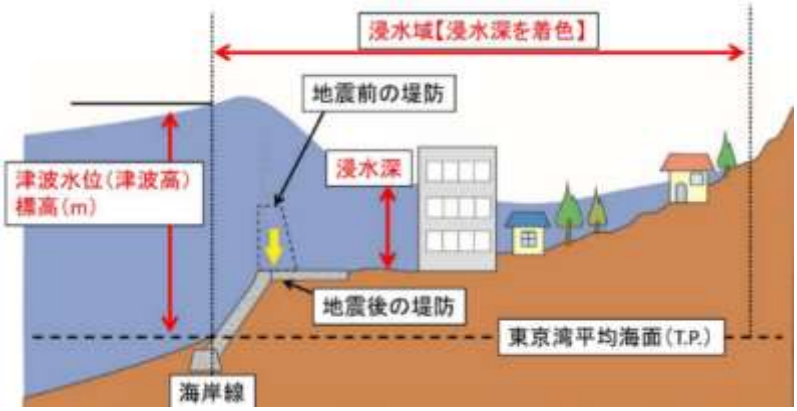

（２）避難対象地域の指定

津波浸水想定図で示された津波浸水想定区域に基づき避難対象地域を指定します。

ア　津波浸水想定は、最大クラスの津波が悪条件下で発生した場合のものですが、自然を相手にした想定には限界があるため、安全を考慮し、広めに指定します。

イ　避難対象地域は、避難指示発令の対象となる地域であり、発令の内容が、この地域の住民等に迅速かつ正確に伝わることが重要です。さらに、避難行動にあたって、自ら避難することはもとより、避難行動要支援者の避難支援等を考えた場合、地域ぐるみの助け合いも非常に大切であることから、避難対象地域の指定にあたっては、当該地域の住民等の理解を十分に得たうえで、自主防災組織や町内会の単位、あるいは地形等を踏まえて指定します。

（３）避難困難地域の抽出

ア　津波到達予想時間の設定

津波浸水想定結果（津波浸水開始時間）に基づき、津波到達予想時間を設定します。同一市町村内でも各地点により到達予想時間は異なることから、細分化した地区の単位ごとにおいて最も早い時間とすることも想定されます。

また、安全を考慮し、津波影響開始時間を目安とすることも考えられます。

イ　避難可能距離（範囲）の設定

津波到達予想時間と避難する際の歩行速度に基づき、避難開始から津波到達までの間に避難が可能な距離（範囲）を設定します。

なお、避難は徒歩を原則としますが、人口の少ない平野部等、要配慮者等多く徒歩による避難が困難な地域では、地域の実情に応じて、災害による道路寸断、道路渋滞、交通事故等の可能性が低いことを慎重に確認したうえで、必要に応じて、自動車を含めた多様な手段による避難について検討を行います。

避難可能距離は、次の式を参考に設定します。

避難可能距離　＝　歩行速度　×　避難可能時間（津波到達予想時間―避難開始時間）

（ア）歩行速度

歩行速度は、1.0m／秒を目安とします。ただし、歩行困難者、乳幼児等は、歩行速度が低下することや、夜間に発災した場合には、避難速度が昼間より低下することがあることにも考慮が必要です。

（イ）避難開始時間

避難開始時間は、地震発生後５分を目安とします。ただし、夜間に発災した場合には、避難を開始するまでに昼間より時間がかかることがあることにも考慮が必要です。

【参考】

・「津波対策推進マニュアル検討報告書」（津波対策推進マニュアル検討委員会）

・老人単独歩行（自由歩行速度）	：1.1m／秒：俵元吉1976 による	
・ベビーカーを押している人	：0.9m／秒：同上	
・群集歩行	：1.1～1.2m／秒が限界：東京都市群交通計画委員会1972	
・自力のみで行動できにくい人（水平）	：0.8m／秒：堀内三郎1972	
（重病人、身体障がい者等）	（階段）：0.4m／秒	
（位置、経路等に慣れていない人）	（水平）：1.0m／秒：同上	
	（階段）：0.5m／秒	
・身体障がい者等の歩行速度（急いで）	ケース1：1.2m／秒：日本建築学会1980	
	ケース2：0.44m／秒	

・「北海道南西沖地震津波時の年齢階層別平均避難速度」（日本建築学会）

年 齢 階 層	20～29 歳	30～39 歳	40～49 歳	50～59 歳	60 歳～
平均避難速度	0.87m／秒	1.47m／秒	1.03m／秒	0.68m／秒	0.58m／秒

・「冬期バリアフリー区間における歩道融雪設備工事事業完了報告」（青森河川国道事務所）

冬期における一般的な平均歩行時間	0.86m／秒

・「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震の被害想定項目及び手法の概要」
（中央防災会議防災対策実行会議日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震対策検討ワーキンググループ）

単位：時速 km/h（括弧内は秒速 m/s）

		地域特 性別	健常者中心	避難行動 要支援者同行	全体	※3
冬季以外	非積雪・非凍結時	全体	2.43（0.68）	1.69（0.47）	2.24（0.62）	※1
		平野部	2.72（0.76）	1.89（0.53）	2.51（0.70）	※2
		傾斜部	1.73（0.48）	1.20（0.33）	1.59（0.44）	
冬季	積雪時	全体	1.94（0.54）	1.35（0.38）	1.79（0.50）	※4
		平野部	2.18（0.60）	1.51（0.42）	2.01（0.56）	
		傾斜部	1.38（0.38）	0.96（0.27）	1.27（0.35）	
	積雪時(未除雪時)	全体	1.17（0.32）	0.81（0.23）	1.08（0.30）	※5
		平野部	1.31（0.36）	0.91（0.25）	1.20（0.33）	
		傾斜部	0.83（0.23）	0.58（0.16）	0.76（0.21）	
	凍結時	全体	1.75（0.49）	1.22（0.34）	1.61（0.45）	※6
		平野部	1.96（0.54）	1.36（0.38）	1.81（0.50）	
		傾斜部	1.24（0.35）	0.86（0.24）	1.15（0.32）	

※1：東日本大震災時の平均徒歩避難速度は 2.24km/h（0.62m/s）に設定
※2：平野部は全体平均の 1.12 倍、傾斜部は全体平均の 0.71 倍に設定
※3：健常者の避難速度と避難行動要支援者同行の避難速度は、東日本大震災の実績から 8:2 の人数割合であったとして全体平均より設定。
※4：積雪時の避難速度は、東日本大震災の平均避難速度から２割低下
※5：未除雪の場合は積雪時から 4 割低下
※6：凍結路面時は積雪時から 1 割低下
・ 夜間（暗い場合）の避難速度については、足元が見えにくい等の理由から昼間の 8 割に設定。
・ 各地域における避難行動動要支援者同行の人数割合は地域における避難行動要支援者数のデータを用い、要支援者 1 人につき 2 人が同行すると設定。

避難開始時間

	避難する		切迫避難あるいは避難しない
	すぐに避難する（直接避難）	避難するがすぐには避難しない（用事後避難）	
昼	5分※1　⇒ 7分（冬季）※4	15分※3　⇒17分（冬季）※4	津波が到達してから避難
夜	10分※2　⇒12分（冬季）※4	20分※2　⇒22分（冬季）※4	

※1：巨大地震の場合は揺れが５分程度継続する可能性があるため（避難は揺れが収まってから）

※2：寝間着からの着替え等のため昼間より＋５分と仮定

※3：東日本大震災の調査結果による

※4：防寒着の着用等でさらに＋２分と仮定

ウ　避難目標地点の設定

避難目標地点は、避難対象地域外へ避難する際の目標地点であり、避難対象地域（浸水想定区域）の境界と避難路等との接点付近に設定することが基本となりますが、次の点にも留意が必要です。

（ア）避難目標地点に到達後に、指定緊急避難場所又は指定避難所等、津波が終息するまでの間安全が確保できる場所へ向かってさらに避難するための避難経路等の確保に努める。

（イ）袋小路となっている個所、あるいは背後に階段などの避難経路等がない急傾斜地や崖地付近は避ける。

（ウ）土砂災害や液状化など、地震により安全性に影響が生じるおそれのある場所は避ける。

エ　避難経路の指定・設定

避難目標地点まで最も短時間で、かつ、安全性の高い経路を定めることが基本となりますが、次の点にも留意が必要です。

（ア）できる限り幅員の広い経路を選定し、かつ、迂回路等の確保に努める。

（イ）津波が想定よりも早く到達する場合があることから、あらかじめ避難経路として利用されることを想定の上で整備された道路等を除き、海岸沿いや河川沿いの経路はできる限り避ける。

（ウ）津波の進行方向と同方向へ避難する経路を選定する。

（エ）気象条件により通行が困難になる経路はできる限り避ける。

オ　避難困難地域の抽出

避難開始から津波到達予想時間までに、避難経路を経由して避難目標地点（避難先）までに到達することが困難な地域を避難困難地域として抽出します。

なお、避難困難地域の抽出にあたっては、地図上で想定するだけでなく、避難訓練等を実施して津波到達予想時間内に避難できるか否かを検証する必要があります。

（4）指定緊急避難場所及び避難経路等の指定・設定

住民等ひとり一人が指定緊急避難場所や避難路、避難の方法等を把握し、津波避難を円滑に行うため、指定緊急避難場所等及び避難経路等を指定・設定します。

安全で確実な津波避難を可能とするためには、まず、指定緊急避難場所等、避難経路等の安全な避難空間が確保されることが何よりも重要です。

ア　指定緊急避難場所等の指定

（ア）指定緊急避難場所

災害対策基本法に基づき指定緊急避難場所を指定する必要があります。指定にあたっては、安全性に加え、照明・備蓄などの機能性が確保されている場所を指定するよう努めることとしますが、何よりも安全性が確保されていることが重要であることから、機能性は段階的に確保することを念頭に指定していく必要があります。

<table>
<tr><th colspan="2">安全性の確保</th></tr>
<tr><td colspan="2">次に掲げる条件を満たすこと。
<table><tr><th>条件</th><th>内容</th></tr><tr><td>管理条件</td><td>〇地震が発生し、津波が到達又は到達するおそれがある場合に避難者等に開放されること。
〇避難者等の受け入れの用に供する部分について、物品の設置又は地震による落下等により避難上の支障を生じさせないこと。</td></tr><tr><td>位置条件</td><td>〇安全区域内に立地すること。
【浸水想定区域外に立地すること。】</td></tr><tr><td>構造条件

※位置条件を満たさない場合に満たす必要がある条件</td><td>〇津波により生ずる水圧、波力、振動、衝撃など、施設に作用する力によって、損壊、転倒、滑動その他構造耐力上支障のある事態を生じないこと。かつ、地震に対する安全性に係る建築基準法並びにこれに基づく命令及び条例の規定に適合すること。
【耐津波性及び耐震性を有すること。】
〇基準水位以上の高さに避難者等の受入用部分があり、かつ、当該部分までの避難上有効な経路があること。
【基準水位以上の高さに避難スペースを有すること。】</td></tr></table>
※　津波は大きな地震に伴って発生する場合が多いことから、安全区域内の指定緊急避難場所にあっても、【耐震性】を有するとともに、土砂災害や液状化など、地震による影響が生じるおそれがない場所とすることが望ましい。
【耐津波性】については、「津波浸水想定を設定する際に想定した津波に対して安全な構造方法等を定める件（平成 23 年国土交通省告示第 1318 号）」における構造に関わらず必要な性能を確認する手法、「許容浸水深表による津波に対する安全性を確かめる方法について（国土交通省）」及び「改良簡便法（道）」により確認すること。</td></tr>
<tr><th>機能性の確保</th></tr>
<tr><td>〇避難者一人あたり十分なスペースが確保されていることが望ましい。
〇指定緊急避難場所の表示があり、入口等が明確であることが望ましい。</td></tr>
</table>

○夜間照明及び情報機器（伝達・収集）等を備えていることが望ましい。 ○指定緊急避難場所から指定避難所に移動するまでの間（２，３日程度）、滞在できる備品（毛布等）、水や食料、非常電源、暖房器具、乾いた衣類等が備蓄されていることが望ましい。 ○災害時要配慮者に配慮した環境が確保されていることが望ましい。

（イ）津波避難ビル

避難困難地域の避難者や避難が遅れた避難者が緊急に避難するために、避難対象区域内の公共施設又は民間施設を津波避難ビルに指定します。

安全性の確保
○耐震性を有していること。 ○耐津波性を有していること。 ※　【耐津波性】については、「津波浸水想定を設定する際に想定した津波に対して安全な構造方法等を定める件（平成 23 年国土交通省告示第 1318 号）」における構造に関わらず必要な性能を確認する手法、「許容浸水深表による津波に対する安全性を確かめる方法について（国土交通省）」及び「改良簡便法（道）」により確認すること。 ○基準水位以上の高さに避難スペースを有すること。
機能性の確保
○避難者一人あたり十分なスペースが確保されていることが望ましい。 ○夜間照明や情報機器が備わっていることが望ましい。

※　津波避難ビルの指定にあたっては、これらの所有者や管理者の理解が必要なことから、施設の所有者等に対し、地域の一員として地域の安全確保を担う役割を果たすことを理解していただきながら、活用可能な津波避難ビル（今後立地が予定されているものを含む）を指定することが大切です。

既に指定されている津波避難ビルにおいて、要件に合致しない施設をやむを得ず津波避難ビルとしての指定を継続するような場合には、地域住民等に対し、同施設の抱える課題について正しく周知し、可能な限り指定緊急避難場所等のより安全な施設への早期避難を行うよう普段からの呼びかけを行うことが重要です。

津波浸水想定区域内に安全性及び機能性を満たす施設が存在しない場合は、鉄道や道路等の高架部分、歩道橋等の利用及び津波避難タワーの整備や公園等への人工的な高台の設置等についても検討する必要があります。

イ　避難経路等の指定・設定

避難に必要な安全性や機能性が確保されている道路等を避難経路等として指定・設定します。

安全性の確保
○山・崖崩れ、建物の倒壊、転倒・落下物等による危険が少なく、幅員が広いこと。 ○橋梁（跨線橋等）を有する道路を指定する場合は、その耐震性が確保されていること。 ○防潮堤や胸壁等の避難障害物を回避する対策（例えば階段等の設置）が図られていること。 ○海岸、河川沿いの道路は原則として避難経路等としない。 ○避難経路等は原則として、津波の進行方向と同方向に避難するように指定・設定する。（海岸方向にある避難先へ向かっての避難をするような避難経路等の指定・設定は原則として行わない。） ○避難途中での津波の来襲に対応するために、避難経路等に面して津波避難ビルが設置されていることが望ましい。 ○家屋の倒壊、火災の発生、橋梁等の落下等の事態にも対応できるように、近隣に迂回路を確保できる道路を指定することが望ましい。
機能性の確保
○円滑な避難ができるよう避難誘導標識や同報無線等が設置されていること。 ○夜間の避難も考慮し、夜間照明等が設置されていること。 ○階段、急な坂道等には手すり等が設置されていることが望ましい。

※　観光客等の多数の避難者が見込まれる地域にあっては幅員を十分考慮する必要があります。

特定の避難経路等に避難者が集中することをさけるため、避難ルートの分散化にも考慮が必要です。

避難経路等上にある線路について、災害発生時おける列車の運行や踏切の状況を確認するため、管理者との連絡体制を確立するとともに、踏切により遮断された場合を想定して、迂回路を設定する必要があります。なお、踏切の遮断により避難に著しい支障が生じるおそれがある場合には、災害時における対応について管理者と協議し取り扱いを定める必要があります。

（５）初動体制の確立

津波による人的被害を軽減するためには、特に、津波警報等（津波注意報、津波警報、大津波警報）の伝達や避難指示の発令を早期に、かつ正確に行うことが何よりも重要です。また、津波は繰り返し襲って来ることもあり、津波の第一波が最大とは必ずしも限りません。

こうしたことから、勤務時間外に津波警報等が発表された場合、強い揺れを観測した場合、あるいは、揺れは弱くとも１分程度以上長い揺れを感じた場合における職員の連絡・参集体制、情報受信・伝達体制等について定めます。

ア　連絡・参集体制

津波警報等が解除されるまでの間、津波の実況や被害状況の把握等ができる体制を整える必要があります。

また、参集連絡手段の多様化を図るとともに、参集の基準に達した場合には、その情報等を認知後、参集連絡を受けることなく、速やかに自主的・自動的に参集する体制を確保する必要があります。

加えて、職員自身の被災により参集できないことも想定する必要があります。

イ　情報受信・伝達体制等

津波警報等を住民等に伝達することは、市町村長の責務であり、各市町村においては、こうした津波情報等の伝達、避難指示の発令、津波の実況把握等の応急対応が迅速に実施できる体制（特に勤務時間外の体制）を確保しておく必要があります。

（６）避難誘導等に従事する者の安全確保

避難広報や水門・陸閘等の閉鎖、避難誘導等を行う職員、消防職員・消防団員、民生委員などの安全確保について定めます。

ア　退避の優先

自らの命を守ることが最も基本であり、避難誘導等を行う前提であることを災害対応に従事する職員に教育する必要があります。

イ　退避ルールの確立

津波浸水想定区域内での活動が想定される場合には、津波到達予想時刻等を考慮した誘導者等の退避ルールを確立し、その内容について地域での相互理解を深めること、無線等の情報伝達手段を整えるなどについて定める必要があります。

ウ　自ら身を守る意識の啓発

避難行動要支援者の避難支援と避難誘導等に従事する者の安全確保は、リードタイムが限られている津波災害時においては大きな問題であり、災害時要配慮者や住民自らも命を守るという基本原則に則った防災対策を検討するとともに、地域や行政においても支援のあり方を十分議論する必要があります。

エ　庁舎等の安全対策

災害対策本部や防災行政無線の通報設備が設置される庁舎、消防署や消防団詰所などの設置場所の安全性の点検と、場合によっては移転を含めた安全対策の検討が必要です。

（7）津波情報等の収集・伝達

ア　津波警報等（大津波警報、津波警報、津波注意報）の早期収集

市町村は、津波警報等の通知を受けたとき、あるいは知ったときは、災害対策基本法に基づき、地域防災計画の定めるところにより、住民等に対して伝達することと定められていることから、津波警報等の発表の時期、その内容、伝達手段、経路、伝達先等を津波避難計画等に記載し、迅速かつ的確な情報収集・伝達方法を確保する必要があります。

津波警報等は、地震発生から約３分を目標に気象庁から発表され、津波予報区単位での予想される津波の高さと津波到達予想時刻が示されます。その際、津波の高さは５つに区分され各区分の高い方の数値が発表されます。なお、マグニチュード８を超えるような巨大地震の場合、正しい地震の規模をすぐには把握できないため、その海域における最大級の津波を想定して、大津波警報や津波警報が発表されますが、このとき予想される津波の高さは「巨大」、「高い」という定性的な表現で発表されます。その後、正確な地震の規模が確定した段階で予想される津波の高さが数値で示されます。

	予想される津波の高さの区分	発表される津波の高さ	
		数値	定性的表現
大津波警報	10m＜予想高さ	10m超	巨大
	５m＜予想高さ≦10m	10m	
	３m＜予想高さ≦５m	５m	
津波警報	１m＜予想高さ≦３m	３m	高い
津波注意報	0.2m≦予想高さ≦１m	１m	（表記しない）

イ　津波情報の収集

津波の実況等の情報を収集し伝達することは、避難先から指定避難所などへ避難するなど、住民に対する適切な避難誘導に役立つことが期待されるほか、救助・救出活動等の災害応急対策実施又は避難の判断の基礎にもなります。

津波の実況等の情報収集については、気象庁が発表する津波観測情報や沖合津波観測情報における沿岸又は沖合の津波観測結果等の収集、地方公共団体の整備による監視用カメラや津波観測機器等により行うことが基本となります。

高台等の安全な場所から目視により海面を監視する方法もありますが、東日本大震災の教訓を踏まえ、情報収集や目視確認を行う者に係る安全確保への配慮が特に必要となります。

こうした津波の実況等の情報について、誰が、何処で、いつ、どのような情報を、どのように収集し、得られた情報を、いつ、どのように活用するかといった、情報収集・活用のための手順や体制を定めておく必要があります。

ウ　津波情報等の伝達

津波警報、津波情報、避難指示等の情報を住民等に迅速かつ正確に伝達するため、伝達系統（伝達先、伝達手順、伝達経路等）及び伝達方法（伝達手段、伝達要領等）を定めます。

（ア）情報伝達にあたって留意するポイント

何を知らせるか	・津波警報等の発表、津波来襲の危険、避難指示（発令対象区域）、実施すべき行動、対策等《伝達内容について、予め想定し雛型を作成》 ・満潮時刻、津波到達予想時刻
誰に対して知らせるか	・津波の危険がある地域の住民か、それ以外の地域の住民か。 ・避難対象地域の住民等の誰を対象とするか。 （住民、滞在者（観光客、海水浴客、釣客等）、通過者、農業関係者、漁業関係者、港湾関係者、船舶、海岸工事関係者等） ・避難促進施設（市町村地域防災計画に定められた津波災害警戒区域内の社会福祉施設、学校、医療施設、地下街等）の管理者等 ・指定緊急避難場所等に避難している避難者
いつ、どのタイミングで知らせるか	・地震直後（自動放送、職員を介した速やかな放送、地震の発生、津波の危険、避難指示等） ・津波発生前後（津波警報等、津波情報、被害状況等） ・津波終息後（津波警報等の解除、避難指示の解除等）
どのような手段で知らせるか	・市町村防災行政無線（同報無線）、半鐘、サイレン、津波フラッグ、テレビ、ラジオ、電話・ＦＡＸ、登録制メール、緊急速報メール（エリアメール）、有線放送、コミュニティＦＭ、ＣＡＴＶ、アマチュア無線、インターネット、衛星放送等 ・情報の受け手の立場に立った伝達手段（特に津波避難において災害時要配慮者となりうる者）

（イ）情報伝達体制の確立

夜間、休日等の勤務時間外においても、迅速かつ正確な情報伝達が実施できるように、情報を発信する側（市町村）の体制を具体的、詳細に地域防災計画等に記載するとともに、情報を受ける側についても具体的に氏名、役職等を把握しておくことが必要です。

（ウ）戸別受信機等の整備

住民等への情報伝達は、同報無線による手段が有効ですが、屋外拡声器の場合、風向き、豪雨等の気象条件により、あるいは屋内にいる者にとっては聞き取りにくい場合があることなどから、戸別受信機等の計画的整備を図るなどの検討が必要です。

（エ）情報伝達手段の多様化

同報無線だけでなく、緊急速報メール、コミュニティＦＭ、アマチュア無線、有線放送等の既存の伝達媒体等を活用するなど、伝達手段の多様化を確保することも必要です。

（オ）海岸付近にいる者への情報伝達

観光客、海水浴客、釣客、漁業・港湾関係者、海岸等工事関係者等の海岸付近にいる者に対しては、同報無線のみならず、各々の施設管理者等を通じた伝達方法を確立してください。特に、防災行政無線やサイレンが聞こえにくい場合に備え、色や光など、視覚的に危険が迫っていることを伝達できる手段の普及に取り組む必要があります。

エ　情報伝達手段の整備

（ア）情報伝達手段の整備のあり方

住民への確実かつ迅速な情報伝達を確保するため、各市町村において、地域の実情に応じ、各情報伝達手段の特徴を踏まえ、複数の手段を有機的に組み合わせ、災害に強い総合的な情報伝達システムを構築する必要があります。

情報伝達手段を整備するにあたり、まずは、発災時にどういった業務を行うのか（災害対応、情報収集等を含む。）を整理し、それぞれの業務量を想定して、人員やシステムを配置していくことが重要です。

（イ）緊急速報メールの活用

特定の地域に存する者（居住者、来訪者及び通過交通）に対し、幅広く情報を伝達するためには、緊急速報メールが効果的です。特に、複数の携帯電話キャリアの当該仕組みを活用することにより、より確実に災害関連情報を伝達することが可能となるため、緊急速報メールを災害関連情報の伝達手段として積極的に活用することが重要です。

（ウ）同報系システムの効果的な組み合わせ

地域の実情に即して、よりきめ細かで、確実な情報伝達を行うには、市町村の同報系防災行政無線の整備のほか、エリアメール・緊急速報メール、コミュニティ放送、ケーブルテレビ、ＩＰ告知端末、登録制メール等の不特定多数の住民に対して一斉に災害関連情報を伝達するシステムを効果的に組み合わせることが重要です。

ただし、市町村防災行政無線以外のシステムについては、必ずしも防災専用のシステムでないものもあるため、耐災害性に特に留意する必要があります。

（エ）Ｊアラート（全国瞬時警報システム）による自動起動

より一層迅速な住民への情報伝達を可能とするため、市町村においては、Ｊアラートによる自動起動が可能な市町村防災行政無線のほかに、住民への情報伝達手段を一つ以上確保することが必要です。

この際、緊急な災害関連情報を迅速に、かつ、できるだけ広く、さまざまな環境におかれている者に伝達するという観点からは、緊急速報メール等の多様な手段をＪアラートによる自動起動の対象とすることが有効です。

なお、Ｊアラートと連動させる場合、複数システムへのインターフェースを有する統合システムを整備するなど、現場の市町村職員の事務負担の軽減に配慮する必要があります。

（オ）Ｌアラート（公共情報コモンズ）の活用

Ｌアラートは、各地方公共団体が活用することにより、テレビ、ラジオ、携帯電話、インターネット（ポータルサイト）等、多様なメディアを通じて、住民がいつでも、どこにいても、情報を入手できる機会が増えるため、有効な情報伝達手段です。

また、Ｊアラートにより配信されている情報を、Ｌアラートを通じた情報伝達において活用することも効果的であると考えられます。

オ　情報伝達手段の整備に際し留意すべき事項

（ア）各情報伝達手段の特徴を踏まえた総合的なシステムの整備

市町村における情報伝達は、防災行政無線（同報系）が主な手段となっていますが、防災行政無線（同報系）を各市町村の隅々まで整備することは財政的な負担が大きいことから、それ以外の情報伝達手法の特徴を踏まえつつ、地域の実情に応じてそれらを総合的に活用した情報提供システムを構築することが必要です。この際、次の事項を考慮することが求められます。

Ⅰ　情報の受け手、災害の種別（地震、津波、風水害等）、気象条件等によって、効果的な伝達手段が異なってくるため、各市町村における状況等（災害時要配慮者の状況等を含む。）及び各情報伝達手段の伝達範囲（面的なものも含む。）等の特性を考慮すること。

また、地震や津波等の災害の外力により、機能が毀損する可能性があるため、できるだけ多くの住民に災害関連情報を伝達する観点から、できるだけ複数の手段を組み合わせ、地域の実情に応じた総合的な情報伝達手段を整備することが重要です。

Ⅱ　聴覚障がい者には文字情報や津波フラッグなど視覚的に伝達する方法で、外国人には外国語もしくはやさしい日本語で情報伝達を行うといった方法で、受け手の立場に立った情報伝達手段を整備することが重要です。

Ⅲ　地域における総合的な情報提供システムを構築するにあたっては、テレビ・ラジオやワンセグ等、地方公共団体以外の主体による住民への情報伝達と、地方公共団体による情報伝達とを組み合わせて、情報伝達手段の多重化・多様化を図るため、民間事業者やメディアと連携することが重要です。

Ⅳ　緊急警報放送については、夜間に津波が発生した場合等において、特に有効な情報伝達手段の一つと考えられ、また、防災基本計画においても、「国は放送事業者と連携して、緊急放送時にテレビ、ラジオが自動的に作動するシステムの普及を図るものとする。」と位置付けられているところである。これらを踏まえ、緊急警報放送及び同放送を受けて自動起動するテレビ、ラジオの普及に資するよう、住民への啓発を行うことが望ましい。

Ⅴ　各市町村においては、地域の実状（人口、面積、地形、気候、昼夜間人口比率等）及び情報伝達手段の現状を調査・分析した上で、計画的に今後の整備手法を検討する必要があります。

（イ）災害の種類、時間経過による整理

災害の種類により、的確に情報伝達が行えるよう、各情報伝達手段の特性を把握しておく必要があります。また、災害に係る時間経過により伝達する情報内容が異なるため、時間経過に伴って変化する情報内容を整理しておくことが必要です。

（ウ）広報車、消防団員等による広報

広報車、消防団員等による広報も、情報伝達手段として活用することが重要なことから、防災行政無線（移動系）、消防救急無線、トランシーバー等で行政内部の情報交換を確実に行うとともに、自らの安全確保のためにも、津波警報等の情報を確実に消防団員等に伝達できるような情報伝達体制の整備が必要です。

また、避難所などでは記録性を有する紙メディアを用いた情報伝達も有効です。

（エ）日頃からの住民への広報

災害時には、災害対応に多くの職員が必要となるため、住民からの問い合わせに対応できない状況となる可能性が高いことから、「こういった情報はどこにあるのか」といった問い合わせに対応しやすいように情報の掲載箇所等を一覧表にして、住民に対して広報をしておくことが有効です。

（オ）技術の進歩への対応

近年の情報通信技術の進展は著しいことから、住民への災害情報伝達手段の整備を効果的かつ効率的に進めるためには、その動向を常に注視しつつ進めることが必要です。

（８）避難指示の発令

避難指示の発令基準、対象区域及び伝達方法等を具体的に定めます。

ア　発令基準及び対象区域

発令基準	対象区域
１　大津波警報が発表された場合	最大クラスの津波により浸水が想定される区域
２　津波警報が発表された場合	海岸堤防等が無い又は海岸堤防等が低いため、高さ３ｍの津波によって浸水が想定される区域（当該区域の定めがない場合は、最大クラスの津波により浸水が想定される区域）
３　津波注意報が発表された場合	漁業従事者、沿岸の港湾施設等で仕事に従事する者、海水浴客等を念頭に、海岸堤防等より海側の区域
４　停電、通信途絶等により、津波警報等を適時に受けることができない状況において、強い揺れを感じた場合、あるいは、揺れは弱くとも１分程度以上の長い揺れを感じた場合	津波警報等を適時に受けることができない１～３に該当する区域

※　震源が沿岸に近い場合は地震発生から津波来襲までの時間が短いことから、少しでも早く避難する必要があり、津波災害警戒区域等に居るときに強い揺れ（震度４程度以上）又は長時間ゆっくりとした揺れを感じた者は、気象庁の津波警報等の発表や市町村からの避難指示の発令を待たずに、各自が自発的かつ速やかに避難行動をとることが必要です。

イ　発令時期及び発令手順

津波警報等を認知又は受信した場合は、自動的にあるいは即座に津波警報等が発表された旨を住民者等に知らせ、避難指示を発令する必要があります。

「津波注意報から津波警報・大津波警報への切り替え」又は「津波警報から大津波警報への切り替え」の発表があった場合には、避難指示の発令対象となっている範囲（必要と認める地域）を拡大し、住民等に知らせる必要があります。

近地津波の場合、避難指示の発令の遅れは、人的被害の拡大に直結します。特に、勤務時間外に津波警報等が発表された場合について、避難指示の発令の手続きや時期を再検討し、津波警報等発表後速やかに避難指示を発令できるような体制整備を図る必要があります。

避難指示の解除は、津波警報等の解除に基づき行うことを原則とします。

ただし、津波警報等の切り替え（例えば、大津波警報から津波警報への切り替え、津波警報から津波注意報への切り替え）に基づき、避難指示の発令対象区域を縮小する場合は、避難者がその情報を正確に把握でき、混乱なく的確な行動をとることができるように、情報伝達手段の整備等を図るとともに、日頃から、津波避難計画に定めた避難対象地域の範囲等について、十分に周知徹底を図っておくことが非常に重要です。

ウ　遠地地震の場合

遠地で発生した地震や火山噴火等に伴う津波の場合については、気象庁が発表する「遠地地震に関する情報」の後に津波警報等が発表される可能性があることを認識し、津波警報等の発表前であっても、その内容により必要に応じて高齢者等避難の発令を検討してください。

エ　伝達系統、伝達方法

伝達系統（伝達先、伝達手順、伝達経路等）及び伝達方法（伝達手段、伝達要領等）については、「２（７）ウ　津波情報等の伝達」と同様に定める必要があります。

また、津波警報等発表時の避難指示の発令内容としては、「津波警報等の発表による津波の危険」、「速やかな避難」、「避難指示の対象区域」等の内容を盛り込み、あらかじめ広報文案を作成しておく必要があります。

（９）津波防災教育・啓発

津波被害軽減のためには、自らの命は自らが守るという観点に立って、強い揺れや弱くても長い時間ゆっくりとした揺れがあった場合には津波の発生を想起して、津波警報等の情報を待たずに可能な限り迅速に避難先への避難を開始するなど、住民が主体的に避難行動を取ることが重要です。

このため、次に掲げる手段、内容、啓発の場等を組み合わせながら、地域や学校等の様々な場面を活用して、津波に関する正しい知識の普及を図り、的確な避難が行われるよう啓発が必要です。

ア　津波に対する心得

津波避難において、住民等が是非とも認識しておく必要がある「津波に対する心得」は次のとおりです。

（ア）強い地震（震度４程度以上）の揺れ又は弱い地震でも長い間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海岸から離れ、急いで安全な場所に避難する。

（イ）地震の揺れを感じなくても、津波警報等が発表されたときは、直ちに海岸から離れ、急いで安全な場所に避難する。

（ウ）報道機関や行政機関のウェブサイト等の信頼できる情報源から正確な情報を入手する。

（エ）海水浴や磯釣り等で海岸堤防等より海側にいる場合は、津波注意報が発表されたら避難する。

（オ）津波は繰り返し襲ってくるため、津波警報等が解除されるまでは気をゆるめない。

（カ）津波は河川を遡上することがあるため、河川に近づかない。

イ　津波防災教育・啓発の手段、方法

（ア）マスメディアの活用・・・　ホームページ、ＳＮＳ等

（イ）インターネット・・・・・　テレビ、ラジオ、新聞等

（ウ）印刷物、映像・・・・・・　パンフレット、広報誌、ＤＶＤ等

（エ）津波啓発施設・・・・・・　防災センター、資料館等

（オ）モニュメント等・・・・・　記念碑、海抜表示、津波予想高表示等

（カ）学習・体験・・・・・・・　講演会、講習会、出前講座、１日防災学校等

ウ　津波防災教育・啓発の内容

（ア）過去の津波被害記録・・・　古文書、伝承、津波被災者の体験談等による過去の津波被害

（イ）津波の発生メカニズム・・　津波発生メカニズム、速さ、高さ、継続時間等の基礎知識

（ウ）ハザードマップ・・・・・　津波浸水想定区域、指定緊急避難場所等を表す地図の内容及び読み方

（エ）適切な避難行動・・・・・　避難行動に関する知識、災害時（地震発生時、津波警報等発表時等）にとるべき行動

（オ）津波避難計画の内容・・・　津波警報等、津波情報、避難指示の伝達方法等、避難先、避難経路等の把握

（カ）日頃の備えの重要性・・・　訓練参加、所在地（家庭・学校、勤務先等）ごとの避難先の確認、家庭内における家族の安否確認方法の共有、建物の耐震化、家具の固定、飲料水・食料の備蓄等

エ　津波防災教育・啓発の場等

家庭、学校、地域社会（自主防災組織、町内会、自治会等）、事業所等において実施します。

なお、地域社会や事業所における津波防災教育・啓発は、津波の知識や防災の経験を有した者が行うことが重要であることから、消防・防災行政や消防団又は水防団の経験者、婦人（女性）防火クラブ・自主防災組織等のリーダー、防災ボランティア、事業所等の防災担当者等に対して、津波避難に関する講習会等を実施し、地域社会や事業所において津波防災教育・啓発の核となる人材を養成する必要があります。

オ　津波防災の日等に合わせた取組

防災週間(8 月 30 日～9 月 5 日)、津波防災の日(11 月 5 日)には、津波対策の重要性を発信する機会として防災教育・啓発を行うなど、防災に対する気運が高まる時機を捉えて効果的な取組みを行う必要があります。

（10）津波避難訓練の実施

避難訓練は、いざというときの円滑な避難を可能とするだけでなく、防災意識の高揚にもつながることから、少なくとも毎年１回以上は、津波避難訓練を実施することが大切です。

ア　訓練の実施体制

住民組織、消防本部、消防団等に加えて、各民間事業所、医療施設、福祉施設、幼稚園・保育所・認定こども園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、漁業関係者、港湾関係者、海岸付近の観光施設・宿泊施設の管理者、ボランティア組織等の参画を得た地域ぐるみの実施体制の確立を図ります。

また、訓練の実施にあたっては、参加者のニーズを把握するとともに、安全を十分に確保する必要があります。

イ　訓練の参加者

住民のみならず、観光客、釣客、海水浴客の外来者、漁業・港湾関係者、海岸等工事関係者等の幅広い参加を促すとともに、災害時要配慮者や観光客等の避難誘導等の実践的な訓練が可能となるように参加者を検討します。

また、世代を超えて多くの参加を得るために学校と地域が連携した訓練や準備段階での教師・地域住民の参画等、住民の積極的な訓練参加を促す工夫も重要です。

ウ　訓練の内容

訓練は、実際に避難を行い、避難先や避難経路等を確認し、想定されたとおりの避難対策が実現可能か否かを検証することや情報機器類や水門・陸閘等の津波防災施設の操作方法を習熟すること等を目的として実施し、訓練結果を検証して課題を抽出し、整理、解決を図り次の訓練につなげるとともに、津波避難計画等に反映していくことが大切です。

そのため、訓練の実施にあたっては、津波被害が発生する地震を想定し、津波高や津波到達予想時間等を訓練想定に盛り込むなど、それぞれの地域の実情に応じた、実践的な訓練を行うことが重要です。

【訓練内容例】

津波情報等の収集、伝達訓練
初動体制や情報の収集・伝達ルートの確認、伝達システム等の操作方法の習熟のほか、同報無線の可聴範囲の確認、住民等への広報文案の適否（平易でわかりやすい表現か）等の検証
津波避難訓練
避難計画において設定した避難経路等を実際に避難し、避難先までのルートや避難標識の確認、危険箇所等の把握、避難に要する時間及び避難誘導方法の確認等
津波防災施設操作訓練
水門・陸閘等の津波防災施設の操作手順、災害発生時における操作体制、操作不能時における対応の確認等
津波監視・観測訓練
監視用カメラ、検潮器等の津波観測機器を用いた津波監視方法の習熟、監視結果の把握・理解、災害応急対策への活用等

（11）積雪寒冷地特有の課題への対応

積雪等により起こり得る事象に対応した、適切な応急対策を検討する必要があります。

ア　積雪等により避難に時間を要すること。

イ　積雪や凍結等により家屋の倒壊やライフライン等の被害が増大すること。

ウ　積雪や凍結等が輸送・復旧等の活動の阻害要因となること。

エ　雪崩・落雪の可能性があること。

オ　暴風雪による視界不良等により避難に時間を要し、吹きだまり等により避難経路が寸断される可能性があること。また、暴風により低体温症のリスクが高まること。

カ　積雪寒冷期に、地震・津波災害とその他の自然災害との複合災害が発生した場合には、被害の拡大や対応の変化が生じること。

（12）その他の留意事項

ア　観光客、海水浴客、釣り客等の避難対策

観光客、海水浴客、釣り客等の避難対策については、次の点に留意しながら策定する必要があります。

（ア）情報伝達

Ⅰ　観光施設、宿泊施設等の施設管理者がいる場合には、施設管理者への同報無線の戸別受信機の設置等により伝達手段を確保します。

Ⅱ　利用客への情報伝達マニュアル（いつ、誰が、何を（文案作成)、どの様に（館内放送等の伝達手段）伝達するか）を定めます。

Ⅲ　屋外にいる者に対しては、同報無線の屋外拡声器、サイレン、津波フラッグ、電光掲示板等により伝達するとともに、海水浴場の監視所、海の家等へ情報収集機器（ラジオ、戸別受信機等）や情報伝達機器（拡声器、放送設備、サイレン）を配備するとともに、利用客への情報伝達方法や避難誘導方法等を定めたマニュアルを作成します。

（イ）施設管理者等の避難対策

Ⅰ　海岸沿いの観光施設、宿泊施設にあっては、原則として観光客等を指定緊急避難場所へ避難させる必要があります。

Ⅱ　施設管理者等は、市町村や地域住民等が定める津波避難計画との整合性を図りながら自らの津波避難計画を策定する必要があります。

Ⅲ　市町村や地域ごとの津波避難計画を策定するにあたっては、こうした施設の管理者等の参画も得ながら、地域ぐるみの計画策定が重要です。

Ⅳ　津波避難ビルに指定された場合は、避難者が施設内に避難してくるため、あらかじめ避難スペース及び経路を確保する必要があります。

（ウ）自らの命を守るための準備

Ⅰ　津波注意報が発表された場合、高いところで 1.0m程度の津波が予想されるため、海水浴客や釣り客等は海岸からの避難が必要です。

Ⅱ　津波警報等や津波情報を入手するためのラジオ等の携帯、釣り客等は救命胴衣の着用等を心がける必要があります。

（エ）指定緊急避難場所等の案内看板・誘導標識の設置

Ⅰ　観光客等（観光客、外国人、海岸等工事関係者など）の地理不案内で津波の認識が低い来訪者に対しては、海抜・津波浸水想定区域（津波災害警戒区域）の表示、避難方向（誘導）や指定緊急避難場所等を示した案内看板等の設置が必要です。

Ⅱ　逃げ遅れた避難者が避難する高台の設置、近隣の宿泊施設等の避難ビル指定及びその表示等も必要です。

Ⅲ　指定緊急避難場所等の標識については、可能な範囲でＪＩＳ・ＩＳＯ化された津波に関する統一標識の案内用図記号（ピクトグラム）を用いることとします。

（オ）津波啓発、避難訓練の実施

Ⅰ　津波に対する心得や当該地域の津波の危険性、指定緊急避難場所等を掲載した啓発用チラシを釣具店や海の家、海水浴場の駐車場等において配布するといった取組、チラシ配布に限らず包装紙や紙袋等への印刷といった工夫やホームページによる広報やスマートフォンを活用した啓発など、関係業者等を含めた取組が重要です。

Ⅱ　避難訓練にあたっては、参加型の訓練が有効であることから、海水浴シーズン、観光シーズン中における訓練の実施について検討してください。

イ　災害時要配慮者の避難対策

災害時要配慮者の避難対策については、災害関連情報の取得能力、避難の必要性や避難方法等についての判断能力、避難行動に必要な身体能力の有無を勘案して、避難行動の支援を行う必要がある者をあらかじめ把握しておく必要があります。

避難行動要支援者の避難対策を定めるにあたっては、同居親族等や社会福祉施設等への入所の有無等も勘案して、情報伝達、避難行動の援助及び施設管理者の避難対策に留意するとともに、あらかじめ市町村と地域のコミュニティが一体となって、避難支援体制及び具体的な支援計画を確立しておくことが重要です。

【津波避難において想定される避難行動支援の例】

支援の内容	災害時要配慮者の例
情報の取得	視聴覚障がい者、外国人、乳幼児等
避難方法等の判断	観光客、外国人、海岸・港湾工事現場での就労者等
避難行動	視聴覚障がい者、心身障がい者、高齢者、傷病者、乳幼児、妊産婦等

（ア）情報伝達

Ⅰ　同報無線や広報車による伝達の場合、あらかじめ平易な言葉で分かりやすい広報文案を定めておくことが大切です。また、津波警報等が発表された際のサイレン音、半鐘、津波フラッグ等についても啓発が必要です。

Ⅱ　聴覚障がい者や外国人等に対しては、行政からの避難の呼び掛け等が正確に伝わらないことも想定し、災害時要配慮者等のニーズに応じた情報伝達方法及び多様な主体・媒体による情報伝達に配慮するとともに、自主防災組織等を通じた情報伝達の必要性を重視し、地域コミュニティ、福祉関係団体、地元のボランティア等に対する情報伝達手段の確保を図る必要があります。

（イ）避難行動支援体制の確立

Ⅰ　避難行動の支援にあっては、近所の住民や自主防災組織、ボランティア等の支援が必要不可欠であり、日頃から地域のコミュニティ、福祉・ボランティア団体等と連携を図り、組織的な支援体制及び具体的な支援計画を確立しておくことが重要です。

Ⅱ　避難行動要支援者に対する個々の具体的な避難行動の援助等については、地域ごとの津波避難計画において、地域の実情に応じて各々の地域や家族単位であらかじめ定めておく必要があります。

Ⅲ　避難方法は原則として徒歩であるが、場合によっては自動車等の使用も検討する必要があります。

Ⅳ　市町村においては、国が示している「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（令和３年５月改定）や、道（保健福祉部）が示している「災害時における高齢者・障がい者等の支援対策の手引き」（令和５年５月改定）を参考に、避難支援プラン（全体計画、避難行動要支援者名簿、個別避難計画）の策定・整備を進める必要があります。

全体計画・ 地域防災計画	各市町村が地域の実情を踏まえ、要配慮者対策の基本的な方針、要配慮者の対象範囲、要配慮者についての情報収集・共有の方法など、災害時要配慮者対策の取組方針を明らかにしたもの
避難行動 要支援者名簿	災害時要配慮者のうち、自ら避難することが困難で、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を必要とする者の氏名等が掲載され、災害時に市町村、自治会・町内会等自主防災組織、民生委員等が避難支援や安否確認等を行う際に活用できるもの
個別避難計画	避難行動要支援者名簿に記載された個々の支援ごとに、支援を行う者や避難先等を明らかにした具体的な計画で、災害時に、自治会・町内会等自主防災組織、民生委員等が避難行動支援等を行う際に活用するもの

（ウ）施設管理者等の避難対策

Ⅰ　避難促進施設の管理者等は、施設利用者の津波発生時における円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、同施設の防災体制や利用者の避難誘導、避難訓練、防災教育等について定めた避難確保計画を策定する必要があります。

Ⅱ　避難促進施設の管理者等に対し、訓練や防災教育等に関する助言等を通じた必要な支援を行うことが重要です。

（エ）関係部局との連携

平常時の災害時要配慮者に関する情報は、市町村内においては社会保障給付を始めとする業務の関係から福祉関係部局が専ら知り得る立場にあることから、福祉関係部局と防災関係部局とが密接に連携し、避難行動要支援者と避難支援等関係者との関係の構築や、避難完了後の避難先での見守りの体制等を構築することが重要です。

ウ　広域一時滞在

津波が終息した後、避難者を指定避難所等において一定期間滞在させることが必要となりますが、被災の状況によっては、被災市町村の域内で被災住民のすべてを収容しきれないことも想定されることから、一つの市町村の区域を越えて住民を避難させる場合の手順等をあらかじめ検討しておく必要があります。

（ア）　災害対策基本法に基づく広域一時滞在

Ⅰ　東日本大震災において市町村や都道府県の区域を越えて大規模な住民の避難が行われたことを踏まえ、都道府県や市町村の区域を越えて住民が避難する場合の市町村間等における協議の手続について整備されました。

Ⅱ　改正により、協議を受けた市町村は、受入れ先の自治体も被災していること、あらかじめ指定した受入れ施設の収容可能人数を上回っていること、地域の実情により災害時要配慮者等の被災者の支援に必要な体制が十分に整っていないこと等の正当な理由がある場合を除き、基本的に被災住民の受入ることとされています。

Ⅲ　広域一時滞在を行う際は、被災市町村長が他の市町村長と協議を行い、道の区域を越える場合には、知事が他の都府県知事と協議を行ないます。

（イ）　相互応援協定の締結等

Ⅰ　近隣の市町村においても同程度に被災している場合、道内では有効な広域一時滞在先を見つけられない可能性があることから、姉妹・友好・親善都市等、道外の地理的に隔たった他の市町村等と、平常時から広域一時滞在に関する受入れの方法等について相互に意思疎通を図るとともに、広域一時滞在を内容に含む市町村間の相互応援協定の締結などを進めておくことが重要です。

Ⅱ　道では、「大規模災害時等の北海道・東北８道県相互応援に関する協定」により避難先の調整を行ないます。

（ウ）広域一時滞在のための事前準備

Ⅰ　広域一時滞在を実施する場合、受入先自治体において適切な行政サービスを提供するためには、被災住民の移送とともに、受入先自治体に移送する被災住民に関する情報を提供する必要があります。

Ⅱ　被災住民が自身の市町村以外の市町村で避難生活を送る際に、どのような情報が住民に必要となるのか、またその情報をどのように収集し、受入先自治体に提供するのかについて、あらかじめ受入先自治体とやりとりするための様式を定めるなどの準備をしておく必要があります。

Ⅲ　また、被災住民の移送手段を確保するため、バス事業者を始めとする運送事業者との間で、災害時における被災住民の輸送に関する協定等を締結しておくことも重要です。

（エ）協定締結自治体との関係づくり

Ⅰ 災害時に迅速な広域一時滞在を実現し、受入先で避難生活の支援を受けるためには、相互応援協定の締結先である自治体等と、日頃から顔の見える関係を構築しておくことが重要です。

Ⅱ　防災担当職員間の定期的な意見交換を行うとともに、特に、姉妹・友好・親善都市等とでは、防災分野に限定することなく、経済・文化・教育等の面からも住民・民間レベルの交流を積み重ねていくことが望まれます。

Ⅲ　自市町村が被災する場合だけでなく、協定締結先の自治体から被災住民を受け入れることも想定し、受入れ可能人数を試算し、受け入れる場所や受入れの方法等を検討しておくことも必要です。

３ 地域ごとの津波避難計画

津波避難のあり方は地域の状況によって異なることから、より具体的かつ実行性のある計画とするためには、地域の情報を最も把握している住民の意見を取り入れ、地域の実状に合わせて作り上げていく必要があります。

なお、住民意見を取り入れるためには、自主防災組織、町内会等の単位で、住民が主体となって行う「地区防災計画」の策定を支援し、その成果を反映させるという方法がありますが、市町村の支援や指導なしには円滑に計画策定が進まない可能性があることから、必要な情報、知識等の提供やワークショップへの参加を呼びかけるなど、住民参加を促すことが重要です。

（１）ワークショップによる地域ごとの津波避難計画の策定

様々な防災計画づくりや地域における防災訓練の企画・実施の際に、双方向性の参加体験型グループ学習であるワークショップを開催し、計画を作り上げていく手法がとられていることがあります。

こうしたワークショップ形式によって計画を作成することで、参加した住民の防災意識が高まり、さらにそうした住民が地域に持ち帰り、地域のリーダーとしてそれぞれの地域の防災力向上の役割を担うことが期待できます。

なお、地域ごとの津波避難計画を策定する主体は住民等であるが、自主防災組織等が成熟していない地域にあっては、住民等が単独で策定することは困難が予想されることから、当面は市町村が主体となって、津波避難計画策定のモデル地域を選定し、モデル地域における成果を全域に広めていくといった段階的な取り組みが有効です。

（２）ワークショップの構成

ワークショップのメンバーは、地域住民、市町村防災担当職員、消防職員・消防団員を中心に構成します。なお、性別等により災害から受ける影響やニーズが異なることに配慮するために女性の参画を促してください。

地域住民等の代表を選出するにあたっては、住民のみならず地域の学校、民間企業、港湾・漁業関係者、ボランティア等の参加も得られるように、公募等により幅広いメンバーを募ることが大切です。

市町村の防災担当職員のみではワークショップの開催が困難な場合は、道の防災担当職員や学識経験者等をメンバーに加え、アドバイスを得ることも効果的です。

（3）ワークショップの流れ

ア　知識を得る

地域の住民が、自分が住む地域の特徴や浸水・津波の危険性について学習する場（勉強会）を開催する。

イ　考える

ハザードマップをもとに、地震・津波が発生した状況を想像しながら住み慣れた地域を改めて歩き、避難行動を考えます。各自が発見・確認したことを持ち寄り、ハザードマップの内容を充実させ、津波からの避難行動の計画図などを作成します。また、この計画図などをワークショップに参加していない住民にも周知し、地域全体で共有します。

ウ　訓練で試す

地域の津波避難訓練に参加し、自宅から避難場所等までの避難路等をあらためて確認します。その際には、非常持出袋を携行するなど実際に近い状況を作り出すとともに、避難経路上に避難行動要支援者が住んでいれば、避難の手助けをすることも想定し、そうした状況で避難完了できるかどうか実際の行動により検証します。また実際に避難場所等に入ってみることで、１人当たりの面積が十分にあるかどうかの確認ができます。

エ　改善する

訓練の結果、あらためて課題・問題点などを持ち寄り、より良い避難行動をとるにはどうしたらよいかを検証し、改善を行います。また、地域の土地の利用は日々変化していくので、それに合わせて避難行動の計画を見直していくことが必要です。

（4）ワークショップの成果の展開

ワークショップによって作られた地域の津波避難計画は一つの成果であるが、それで完了するのではなく、参加していない住民にも周知し、地域全体の共有のものとするとともに、そのノウハウを他の地域へも展開し、避難対象地域全体で避難計画が作られるよう普及させていくことが必要です。

（5）継続的な取り組みと不断の見直し

地域ごとの津波避難計画については、市町村の津波避難計画と同様に、策定後の訓練などにより明らかになった課題、避難施設など、新たに講じた津波防災対策及び社会条件等の変化に応じて継続的に見直しを行うことが必要です。

4 津波避難計画の自己評価（評価チェックリスト）

1　津波浸水想定区域の確認		チェック
（1）津波浸水想定区域の確認	ハザードマップを作成しているか	
2　避難対象地域の指定		チェック
（1）被害の予測	津波の遡上により住民等の生命・財産等に被害が発生することが予想されるか	
（2）避難対象地域の指定	安全性や地形等を踏まえているか	
（3）住民等の理解	住民等の理解は得られているか	
3　避難困難地域の抽出		チェック
（1）津波到達予想時間の設定	津波浸水想定結果から津波到達予想時間を設定しているか	
（2）避難可能距離（範囲）の設定	津波到達予想時間、歩行速度、避難開始時間を勘案して設定しているか	
（3）避難目標地点の設定	浸水想定区域外で、かつ、安全性は確保されているか	
	指定緊急避難場所や指定避難所までの経路が確保されているか	
（4）避難経路の設定	避難目標地点まで最短時間で到達できる経路となっているか	
（5）避難困難地域の抽出	避難対象地域と避難可能距離（範囲）から避難困難地域を抽出しているか	
（6）訓練等による検証	訓練等により、避難可能距離（範囲）が適当であるか確認しているか	
4　指定緊急避難場所及び避難経路等の指定・設定		チェック
（1）指定緊急避難場所の指定	指定要件を満たしているか	
	機能性は確保されているか	
（2）津波避難ビルの指定	安全性及び機能性は確保されているか	
（3）避難経路等の指定	安全性及び機能性は確保されているか	
	避難者の分散について考慮されているか	
5　初動体制の確立		チェック
（1）参集基準の設定	職員が自動参集する基準が定められているか	

（2）参集連絡手段	職員への参集連絡手段の多様化が図られているか	
（3）情報受信・伝達体制等	夜間・休日における体制が確保されているか	
6　避難誘導等に従事する者の安全確保		チェック
（1）退避の優先	従事する職員に「自らの命を守ること」について教育しているか	
（2）退避ルールの確立	津波到達予想時刻を踏まえた退避ルールを確立しているか	
（3）意識の啓発	「自らも命を守る」基本原則に沿った避難行動要支援者への支援内容を検討しているか	
（4）庁舎等の安全対策	耐震性（代替庁舎を含む）を有しているか、停電対策、浸水対策は検討されているか	
7　津波情報等の収集・伝達		チェック
（1）津波警報等の収集	津波警報等の受信体制（特に勤務時間外）は確保されているか	
	当直等が津波警報等の受信手段、伝達経路等を把握しているか	
（2）津波の実況等の情報収集	職員による監視体制及び安全性は確保されているか	
	職員の津波観測機器の操作習熟、観測データの意味等の理解が十分か	
	収集した情報の活用方法が決められているか	
（3）津波情報等の伝達	伝達系統（どのような情報を、いつ、誰に）及び伝達手段（どのように）が決められているか	
	広報文案等は作成されているか	
	勤務時間外の伝達体制は確保されているか	
	同報無線による伝達は十分行き届いているか	
（4）情報伝達手段の整備	伝達手段の多様化が図られているか	
8　避難指示の発令		チェック
（1）発令基準及び対象区域	発表される津波警報等ごとに、発令対象区域を定めているか	
（2）発令時期及び発令手順	津波警報等発表後速やかに避難指示を発令できる体制（特に勤務時間外）となっているか	
（3）遠地地震の場合	遠地地震による津波警報等が発表された場合の対応を検討しているか	

（4）伝達系統、伝達方法	伝達系統（どのような情報を、いつ、誰に）及び伝達手段（どのように）が決められているか	
	発令文案等は作成されているか	
	勤務時間外の伝達体制は確保されているか	
	同報無線による伝達は十分行き届いているか	
	伝達手段の多様化が図られているか	
	海水浴客、観光客、釣客等への伝達手段は確保されているか	
9　津波防災教育・啓発		チェック
（1）教育・啓発の手段	多様な手段により実施しているか	
（2）教育・啓発の内容	パンプレット等の内容充実を図っているか	
	ハザードマップや津波避難計画を公表しているか	
（3）教育・啓発の場	地域社会や学校、事業所等で啓発活動が実施されているか	
	啓発の拠点となる施設や人材の確保がなされているか	
10　津波避難訓練		チェック
（1）実施回数	毎年実施しているか	
（2）実施体制	地域ぐるみの実施体制が確保されているか	
（3）参加者	住民のみならず、学校、事業者等幅広く参加を促しているか	
（4）訓練結果の検証	訓練結果の検証を行っているか	
（5）訓練内容の工夫	夜間訓練、冬期訓練、津波防災施設の操作等訓練の工夫、見直しを行っているか	
11　積雪寒冷地特有の課題への対応		チェック
（1）避難行動	積雪寒冷により、避難速度や避難開始時間が遅くなることを考慮しているか	
（2）避難経路等の確保	除雪などにより冬期間における避難経路が確保されているか	

	避難先や避難経路等の付近に雪崩が起きやすい場所はないか	
（３）低体温症対策	避難所への暖房設備の整備、暖房用燃料等の備蓄がなされているか	
	低体温症対策に関する普及・啓発を行っているか	
（４）電源の確保	停電が発生した際に、電力が確保できる体制となっているか	
（５）通信手段の確保	着雪等による通信機器故障に備え、代替の伝達手段を確保しているか	
（６）救助・救出体制の強化	積雪寒冷下における救助・救急体制の強化に努めているか	
（７）水門等の作動の確保	冬期における作動確認を実施しているか	
12　その他の留意事項		チェック
（１）観光客、海水浴客等の避難対策	多様な手段による伝達手段を確保しているか	
	観光施設、宿泊施設等の管理者との協力体制は確保されているか	
	避難案内標識、誘導標識の設置は十分か	
	看板、パンフレット等による啓発は十分おこなわれているか	
（２）災害時要配慮者の避難対策	多様な手段、言語による伝達手段を確保しているか	
	避難促進施設における避難確保計画の作成状況を把握しているか	
	避難行動要支援者名簿は作成されているか	
	個別避難計画は作成されているか	

津波避難計画策定指針

平成２４年６月１日　策定

令和６年３月１２日　改正

北海道総務部危機対策局危機対策課